

日本とロシアにおける アレクサンドラ・コロンタイ

—A. M. コロンタイの女性解放論について—

杉山 秀子

はじめに

大正期より昭和の初期の年代にかけて、コロンタイの手がけた数少ない小説のうち、『働き蜂の恋』が我国において極めてセンセーショナルに紹介されたことはすでに周知のことである。中篇、『ヴァシリーサ・マルイギナ』、『三代の恋』、『姉妹』から構成された『働き蜂の恋』が何ゆえにかまびすしく、必要以上に我国で騒ぎたてられてしまったのかは、今後とも慎重に検討する価値があるであろう。本論ではコロンタイのあのエネルギッシュな理論形成と膨大な著作創造の中で如何なる部分が日本においてとりあげられ、如何なる部分が捨象され、どのような形で紹介されたのかを明らかにし、コロンタイによって形成された理論自体の歴史的必然性がそもそもどこにあったのかを探ってみたい。

I

大正時代より昭和初期にかけてのコロンタイの日本への紹介のされ方は極めて偏ったものと言える。特に論壇の集中砲火を浴びたものはかの有名な『働き蜂の恋』の中の連作『三代の恋』に象徴されているコロンタイ自身の異端的「自由恋愛論」であった。『三代の恋』の中のジェーニャは新しい価値基準でつくられるべき社会主義社会の建設のために日夜奮闘している。この内乱時代を経て、新しい社会建設のためにふりむけている時間を個人的な恋愛などにぬくぬくとさくことはジェーニャは到底許せないことなのであった。それ故ジェ

ーニャの論理では、深くほれこんで愛するには余りにも多くの時間と勢力を奪われてしまうが、たまたま一緒にいる時で、相方にとって都合がよければ愛なくして結ばれても、誰からも拘束される必要もないし、それをもって<不道德>のレッテルを貼られる必要はないというのである。⁽¹⁾

... эти годы? Всегда спешка, всегда мысли полны совсем другим... Конечно, случается полоса менее занятая... Ну тогда вот и замечаешь, что кто-нибудь нравится... Но понимаете, некогда влюбиться... Не успеет понравиться, а его уже зовут на фронт или перекидывают в другой город. Или сама бываешь так занята, что о нем забудешь... Ну, и дорожишь часами, когда случайно вместе е обоим хорошо... Ведь это совершенно ни к чему не обязывает... Единственное, чего я боюсь всегда, это—венерической болезни. (стр. 44)

これに対してジェーニャの母、オリガ・セルゲーヴナはジェーニャと百八十度違う見解をもっているが故にジェーニャを理解することも許すことも出来ずに苦しむのであった。一体これは何なのであろうか？ 如何なる道徳的規準によっても抑制されることのない、野放図な好色さによるものなのか？ それとも新しい慣習を創造する何かなのか？ あるいは建設途上の新しい階級の「新しい道徳」という課題を生み出す何かなのであろうか？⁽²⁾

И вот в этом-то хаосе мыслей и чувств Ольга Сергеевна решила прийти ко мне за советом, за разъяснением. Что это? Разнузданная ли нехотливость, не сдерживаемая никакими моральными нормами, или нечто, что создаст новый быт, что рождает задачи строящего класса, «новая мораль»?... (стр. 41)

オリガ・セルゲーヴナは更に自分の心のうちを次のように告白しているのである。

それには何らの愛情も、苦しみも、悔恨も全くみられません。そこにあるのはただ自分の正当性に対する冷え冷えとした確信と、どこでどのように会うにせよ、快樂をもぎとる権利が自分にあるという信念だけがあるのです。これこ

それが恐いことなのです。そこには温かみなども全くなく、他人や他人の善意に対して何ら基本的デリカシーがみられないのです。……⁽³⁾

А здесь, ведь, ничего нет: ни любви, ни мук, ни раскаяния... Ничего. Какая-то холодная уверенность в своей нравоте и утверждение своих нрав срывать радости, где и как бы они ни встретились... Вот, что ужасно... Тут нет тепла, нет самой элементарной чуткости к другому и доброты... Какие же они после того коммунисты!

(стр. 43)

このジェーニャの考えに象徴されるコロantai自身の《自由恋愛論》は多くの論議をまき起し、またいくつかの批判を免れることはできなかった。⁽⁴⁾ このうちレーニンのクララ・ツェトキンとの談話のうちの有名な《一杯の水論》は公人の知るところであるが、念のためあげておく。

「省略……両性間のお互の関係は、社会の経済状態と、生理学的見地からの研究によって頭の中で切りはなされた肉体的欲望とのあいだの、力のせりあいの表現にすぎないものではありません。両性関係の恋化をイデオロギイ全体との関連からきりはなして直接に社会の経済的基礎に還元しようとすることは、合理主義であってマルクス主義ではありません。むしろ、湯はいやされなければなりません。しかし、普通の人間は、普通の境遇のもとで、どぶにはいつくばって泥水をのむだろうか、あるいはふちが幾人もの唇でぬらぬらにされたコップで水をのむだろうか？ だが社会的側面がいちばん重要です。もちろん水をのむことは個人的な事からです。しかし恋愛においては二つの生命がもんだいであり、そして第三の新しい生命が生じてきます。このことのなかに、社会の利害が社会にたいする義務がひそめられています。」⁽⁵⁾ (H. ポリット編, 土屋保男訳 大月書店 136ページ~137ページ) とし、恋愛が単に個人的な枠組の中だけでは片づけられず、社会性の中で考慮されるべきであると真向うからコロantaiの説に反論しているのである。またこの一杯の水論が当時の青年層に与える禍いがいかに甚大なものか、⁽⁶⁾ この理論の信奉者がマルクス主義者であると主張しても、そんなマルクス主義は真平御免だと激しい憤りをもって主張し

ている。このことからわかるようにレーニンは「自由恋愛」をプロレタリア的なものではなくて、事実、反動的、ブルジョア的なものであるとはっきり区別しているのである。このレーニンの考え方はイネッサ・アルマンドへの1915年1月17日ベルリンで執筆された手紙の中では一層明快に述べられている。レーニンはイネッサの小冊子のプランについて《恋愛の自由》という要求の全文削除をアドバイスをしている。すなわち、《恋愛の自由》ということになると、様々な解釈が成り立つわけで、レーニンはその自由を十通りにわけて分析している。

- 一. 恋愛問題のうえでの物質的（経済的）勘定からの自由か？
- 二. 物質的わずらわしさからの自由か？
- 三. 宗教的偏見からの自由か？
- 四. ローマ法皇などの禁止からの自由か？
- 五. 「社会」の偏見からの自由か？
- 六. 狭い生活環境（農民あるいは小市民あるいはブルジョア・インテリゲンツィアの）からの自由か？
- 七. 法律，裁判所，警察からの自由か？
- 八. 恋愛にむきになることからの自由か？
- 九. 子供を生むことからの自由か？
- 十. 姦通の自由か？ 等々。⁽⁷⁾

（レーニン全集 第35巻182ページ）

このうち筆者（＝イネッサのこと）の意志に反して、《恋愛の自由》と言え、一般読者大衆は必ず八、九、十の意味ととることが明白であるとイネッサ・アルマンドに忠告しているのである。

ルドルフ・シュレジンガーはその著『CHANGING ATTITUDE in Soviet Russia』（1949年）の中で、同様にイネッサ・アルマンドへのレーニンの手紙をとりあげ、この手紙により、自由恋愛に対する正統派マルクス主義者側からみた見解がもっとも顕著にうかがえるとし、みかけは革命的で左翼的であっても実際には反動的でブルジョア的な《自由恋愛》のような要求や様々なはやりの考

えに対する熱狂に対して特にレーニンは警告を発しているとみている。⁽⁸⁾

He warns particularly against any enthusiasm for various “fashionable” ideas and demands which, outwardly revolutionary and “left”, are in fact reactionary and bourgeois—such as, for example, certain demands for “free love” and the like.

Lenin gives a profound class analysis of such demands. He points out that “bourgeois ladies” usually take free love” to mean “freedom from seriousness in love”, from “childbirth”, “freedom of adultery”. He holds that demands for “free love” are bourgeois and should be “completely eliminated” from the pamphlet for the working women.

(cTp. 25)

また、シュレジンガーの見解によれば、「部分的にはラディカルなフェミニズムとまた部分的には現実的状况から発展させられたコロンタイの自由恋愛のイデオロギイはネップ下の社会的、道徳的崩壊の一つの表現となった。⁽⁹⁾ そしてそのことが党の観点からけなされたのであった。」

Once the ideology of “Free Love”, developed by Kollontay partly from the standpoint of radical feminism, partly from the actual conditions of the Civil War, became an expression of social and moral disintegration under the N.E.P., it was damned from the Party’s point of view. (cTp. 15)

と、かなり大胆な結論を断定的に下している。また別の箇所『三代の恋』について触れ、マリヤ・セルゲーヴナとジェーニャとの対立を旧世代のポリシェヴィキと新しい若者のポリシェヴィキとのイデオロギイ上の対立としてみて、単なる世代的ジェネレーションの間のギャップには決して解消させていないことが特徴的である。⁽¹⁰⁾

これに対してイトキナはその著、『革命家、雄弁家、外交官』⁽¹¹⁾ (1970年)の中で、社会制度が変革され、打算による結婚の基礎が破壊されれば、両性の結びつきが正式の手続きをとった（登録婚）形式であろうと一時的形式をとるか

は問題ではないというコロンタイの見解をきびしく拒絶しながらも、コロンタイが恋愛を〈多角的〉なものともみなし、労働者階級のイデオロギイにおいては、恋愛には形式的な境界線は全く設けられないという考え方を紹介している。⁽¹²⁾そしてこのことが、自由恋愛への呼びかけとして一般に受けとられてしまったとイトキナは述べ、コロンタイが、決して単なるブルジョア的なラディカルなフェミニストではなかったことを暗に物語っているのである。

Коллонтай обвиняли в том, что она выступает сторонницей так называемой «свободной любви». Она в действительности писала, что любовь «многогранна» и «многострунна», что идеология рабочего класса не ставит никаких формальных границ любви. Это воспринималось как призыв к «свободной любви».

(Итокина стр. 209)

II

以上みてきた如く、コロンタイの《自由恋愛論》を強く押し出した性道徳観は、当時様々な物議をかもしたのであるが、コロンタイは様々な試行錯誤を経ながら、自分なりに当時理論構築を模索していたようである。（その模索中に執筆されたものが1918年の『新しいモラルと労働者階級』⁽¹³⁾として出されている。）なぜなら革命以降の新しい共産主義をめざす社会における結婚関係の定式はマルクスやエンゲルスによっては触れられていないからである。僅かにエンゲルスが未来社会における両性関係について次のように記述しているにすぎない。「……きたるべき資本主義的生産の一掃後の性的関係の秩序について、今日われわれが推測できることは、主として消極的な種類のものであって、大部分は脱落するものにかぎられる。だが、何がつけ加わるだろうか？それは新しい世代が成長してきたときに決定されるであろう。この世代は、その生涯をつうじて、貨幣やその他の社会的権勢の手段で女性の肉体的提供を買いとる状況に一度も遭遇したことの無い男性たちと、真の愛情以外のなんらか

の配慮から男性に身をまかせたり，経済的な結果を恐れて恋人に身をまかせるのをこぼんだりする状況に一度も遭遇したことがない女性たちとの，世代である。このような人びとがでてきたばあい，彼らは，今日の間人が彼らのなすべきことだと考えていることなど，意に介さないであろう。彼らは，彼ら自身の実践と，それに応じた個々人の実践にかんする世論とを，みずからつくるであろう——それでおしまいだ。』⁽¹⁴⁾

このように両性関係の定式の理論化がいまだ行われていないにもかかわらず，現実には社会主義化が進行する社会において，コロンタイならずとも女性解放論に関心のあるものなら，当然，両性関係の未来の構図を頭に思い描くに至るのではなからうか。

もともとコロンタイはスイスのチューリッヒにマルクス経済学を学び，このマルクス主義的経済学の観点にたつて数多くの女性問題を論じた著作が多いのである。1909年1月に書かれた「婦人問題の社会的基礎」⁽¹⁵⁾ の中では，ロシアの遅れた資本主義体制における女性のもっとも虐げられた状態をみごとに浮き彫りにし，その解放の方向性を明らかにしているし，1916年の『社会と母性』⁽¹⁶⁾ の大著の中では各国の母親と子供の状況を分析し，母と子供を真に守るためには根本的社会変革が必要であり，早期の共産主義の実現が急務であるとし，1917年12月31日には「女性の社会的機能としての母性の保護と国家の直接的義務としての幼児の保護」についての審議機関として国家保護人民委員部に母子保護課を設立する原動力ともなったのである。コロンタイ自身も自分のことを後年ふりかえって，「自分を社会主義に駆立てたものは女性のおかれた劣悪な条件であった」と云っているように，エンゲルスやベーベルの女性解放論の忠実なる後継者と云っても過言ではないのである。しかるに『三代の恋』に代表するコロンタイの新しい性道徳観への試論はマルクス主義の陣営の中からもブルジョア的自由恋愛論者としてのレッテルを貼られ，誹謗を受けるに至る原因は，当時の社会的状況と密接に関係していることは否定できない。即，コロンタイが生きた革命後，国内戦を経てネップを通過していった時代そのも

のの特異性を考慮に入れるべきことなのである。

この時代的特異性を考慮するうえで重要なことは当時の社会主義政権成立直後の家族法のあり方とその後の推移と変化を視座に入れておくべきことはこのうえなく肝要なことであろう。

まず1918年の身分行為、結婚法、家族法および後見法に関する全ロシア中央執行委員会の法典⁽¹⁷⁾ はツァーリ政府時代のブルジョア的な法典と比較しても画期的なものであった。このうち特色あるものをいくつか以下に列挙する。

- (I) 夫婦の経済的独立性を保障する夫婦別産制の原則
- (II) 夫婦による子供の扶養義務の平等性
- (III) 夫婦の同居の義務を負わないこと
- (IV) 夫婦は夫あるいは妻と同一の姓を名のるか、あるいは統合した同一の姓を名のることができる。
- (V) 婚姻による子供と婚姻外の子供との間の平等性について
- (VI) 結婚解消は双方または一方の希望で成立する。

以上の条件は様々な曲折を経て1927年法典⁽¹⁸⁾ にひきつがれており、当時の世相を實によく表しているのので以下二者を比較してみると次のようになる。

(便宜的に18年法典をAとし、27年法典をBとする)

(I) について

(Глава V. Права и обязанности супругов.)

A: 105. Брак не создает общности имущества супругов.

婚姻は夫婦の財産の共有性を形成しない。

B: Ст. 10. (Глава 3. Права и обязанности супругов.)

Ст. 10. Имущество, принадлежавшее супругам до вступления в брак, остается раздельным их имуществом. Имущество, нажитое супругами в течение брака, считается общим имуществом супругов. Размер принадлежащей каждому супругу доли в случае спора опре-

деляется судом.

婚姻前に夫婦に属した財産は夫々独立のものとして残され、婚姻中に得られた財産は夫婦の共通の財産と考慮される。係争中の夫々の夫婦の財産配分は裁判によって定められる。

(II) について

(Глава III. Имущественные права и обязанности детей и родителей)

А: 162. Обязанность содержания лежит на родителях в равной мере и размер выдаваемого ими содержания определяется в зависимости от их материального положения, но сумма, затрачиваемая каждым из родителей, не может быть менее половины прожиточного минимума, установленного для ребенка в данной местности.

扶養の義務は平等な程度において両親にあり、両親によって与えられた扶養額は彼らの経済的状态によって定められる。しかし双方のどちらか一方によって支出される額は子供が当該地で生活し得る最低額の半分より下まわってはならない。

Б: (Раздел II. О взаимоотношениях детей и родителей и других лиц, состоящих в родстве.)

Глава 2. Права и обязанности лиц, состоящих в родстве.

Ст. 48. Обязанности содержания детей лежат на обоих родителях; размер выдаваемого ими содержания определяется в зависимости от их материального положения.

子供の扶養義務は両親にある；両親によって与えられる額は彼らの経済的状态によって定められる。

(III) について

(Глава V. Права и обязанности супругов)

А: 104. Перемена места жительства одним из супругов не создает для другого обязанности следовать за ним.

夫婦のうち一方の住居地の変更は、夫婦のうち他方に、その変更

従う義務は生じさせない。

Б: について

(Глава 3. Права и обязанности супругов)

Ст 9. Оба супруга пользуются полной свободой выбора занятий и профессии. Порядок ведения общего хозяйства устанавливается по взаимному соглашению супругов. Перемена места жительства одним из супругов не создает для другого супруга обязанности следовать за ним.

双方の夫婦は仕事と職業の選択の完全なる自由を享受する。共通の家政を営む方法は夫婦双方の相互的同意によって行なわれる。夫婦の一方の住居変更は他の一方にその変更に従う義務は生じさせない。

(IV) について

(Глава V. Права и обязанности супругов)

А: 100. Лица, состоящие в браке, носят общую фамилию (брачная фамилия). При бракосочетании им предоставляется определить, будут ли они именоваться фамилией мужа (жениха) или жены (невесты) или соединенной их фамилией.

婚姻関係にあるものは共通の姓（婚姻姓）を名のれる。婚姻の際、両者には夫（はなむこ）の姓をなのるか、妻（はなよめ）の姓をなのるか、あるいは、両者の姓を結合させたものをなのるかをはっきり定めることが委ねられている。

Б: (Глава 3. Права и обязанности супругов.)

Ст. 7. При регистрации брака супруги могут сделать заявление о своем желании носить общую фамилию мужа или жены, или остаться при своих добрачных фамилиях.

婚姻登録の際には、夫あるいは妻のどちらかの姓をなのるか、あるいは婚姻前の姓のままであるかの希望を出すことができる。

(V) について

(Раздел III. Семейное право Глава 1. Происхождение)

А: 133. Основой семьи признается действительное происхождение. Никакого различия между родством внебрачным и брачным не устанавливается.

Примечание 1. Дети, родители которых не состоят в браке между собой, во всем уравниваются в правах с детьми, родившимися от лиц, состоящих в зарегистрированном браке между собой.

Примечание 2. Постановление настоящей статьи распространяется и на внебрачных детей, родившихся до опубликования декрета о гражданском браке (20 декабря 1917 г.).

家族の基礎は実際的な出生によって認識されうる。婚姻外の出生と婚姻内の出生との間にいかなる差異もあってはならない。

註 1. 両親が婚姻関係にない子供はあらゆる点で両親が婚姻関係にある子供と同等の権利を有する。

註 2. 本条項の法令は1917年の12月20日の市民婚の憲章の発布以前にに生れた婚姻外の子供にも適用される。

Б: Раздел II. О взаимоотношениях детей и родителей и других лиц, состоящих в родстве.

Глава 1. Общие положения.

Ст. 25. Взаимные права детей и родителей основываются на кровном происхождении. Дети, родители которых не состоят в браке, пользуются одинаковыми правами с детьми, родившимися от лиц состоящих в браке.

子供と両親の相互的権利は血縁関係に基づかれる。婚姻を成立させていない両親の子供は婚姻の成立しているものから生れたる子供と同等の権利を有する。

(VI) について

А: Глава IV. Прекращение брака

87. Основанием для развода может служить как обоюдное согласие обоих супругов, так и желание одного из них развестись.

離婚の基礎となるものはどちらか一方の離別の要求と同様の夫婦両者の相互的同意にもとづくものである。

Б: Глава 4. Прекращение брака

Ст 18. При жизни супругов брак может быть прекращен как по обоюдному согласию супругов, так и по одностороннему желанию кого-либо из них.

婚姻は夫婦の一方の要求と同様に夫婦双方の同意があれば解消されることができるとができる。

以上二つの法典の対比を通じてわかることは、まず（Ⅰ）については27年法典の結婚前と結婚後の夫婦の財産の帰属を明らかにすることによって別産制の理念がより強化されており、（Ⅱ）については子供に対する両親の平等な扶養義務については変化ないが、18年法典の扶養額規定を27年法典で削除することにより、親の双方の親権を認めつつも、現実的扶養に関する女性側の弱き立場を考慮した法典になっている。（Ⅲ）の夫婦間の同居の義務はなしとしたところは18年も27年法典も同一であるが。27年法典では個人の職業選択の自由を謳うことにより、夫婦の間柄であろうと拘束されないこと、従って場合によってはその結果としての別居もやむおえないということが暗に強調されるわけである。（Ⅳ）の夫婦の姓については27年法典では婚姻前の姓を夫婦が夫々使用することを許すことにより、画期的夫婦別姓制への転換となっている。また（Ⅴ）の婚姻内の子供と婚姻外の子供との同等の権利を18年法典では註の形で述べているにすぎないが、27年法典では本文中に堂々とその同等の権利が述べられているところが特筆されるべきであろう。（Ⅵ）については18年法典も27年法典も殆んど変わることなく、夫婦の一方の申し出により結婚が解消できるということになっていたがこれが1936年になると双方の届出でと変わり、⁽¹⁹⁾ 実質的には離婚が容易にできない様に歯ドメがつくようになっており、スターリン体制下

における家庭が国家の一単位として厳格につなぎとめられていく過程の一証明にもなり得ている。

さて上述の (I) ~ (VI) の項に加えなかったが、18年法典と27年法典とのきわだった対比を構成しているものとして言及せざるを得ない項目としては、事実婚についての27年法典における記述であるといえよう。まず18年法典の婚姻法の項を参照してみると、そのうちの第一章の婚姻の決定形式(注)の項には次のように書かれている。

52. Только гражданский (светский) брак, зарегистрированный в отделе записей актов гражданского состояния, порождает права и обязанности супругов, изложенные в настоящем разделе.

Брак, совершенный по религиозным обрядам и при содействии духовных лиц не порождает никаких прав и обязанностей для лиц, в него вступивших, если он не зарегистрирован установленным порядком.

Примечание. Церковные и религиозные браки, заключенные до 20 декабря 1917 г.² с соблюдением условий и формы, предусмотренных ст. ст. 3, 5, 12, 20³, 31 или 90⁴ прежде действовавших законов гражданских (прежний Свод законов, т. X, ч. 1, изд. 1914 г.), имеют силу зарегистрированных браков.

(教会によらない) 市民結婚のみがこの婚姻法に書かれている夫婦の権利と義務を生じさせる。宗教的儀式において僧侶をまじえて遂行される結婚は、もし定められた方式にのっとって登録されなければいかなる権利も義務も生じない。と記述され、あらゆる宗教婚を排除させるためには登録婚が唯一の効力ある手段であることをここでは強調せざるを得なくなっている。但し、註には革命前、即、1917年の12月20日までに結ばれた教会婚、ないし宗教婚は登録婚と同じ効力を発揮することを付記している。

これに対して27年の法典では、これに対応して、次の諸条を挙げることができる。

Кодекс законов о браке, семье и опеке Раздел 1 О браке

Глава 1. Общие положения

Ст. 3. Лица, фактически состоящие в брачных отношениях, не зарегистрированных установленным порядком, вправе во всякое время оформить свои отношения путем регистрации, с указанием срока фактической совместной жизни.

「定められた方法で登録されていない事実上の婚姻関係にあるものは、事実上の同居期間を示す登録方法でいついかなる時でも正式手続きをとる権利がある。」とし、登録婚と事実婚には同等の効力があることを指摘している。

また Глава 3. の Права и обязанности супругов の第11条では前述の如く、婚姻前と婚姻後における夫婦の財産帰属はその夫婦の関係が登録婚でなくとも、双方がお互いに夫婦とみなし、事実上の結婚形態をとっていると法定が認定すれば第10条と同じ効力を生ぜしめることを認めて、事実婚を承認しているのである。

Ст. 11. Действие ст. 10 настоящего Кодекса распространяется также и на имущество лиц фактически состоящих в брачных отношениях, хотя бы и не зарегистрированных, если эти лица взаимно признают друг друга супругами, или же если брачные отношения между ними установлены судом по признакам фактической обстановки жизни.

同じ章の第12条では、登録婚によらぬ同居婚の証明は

- ① 同居の事実
- ② 同居の際の共通の家計であること
- ③ 個人的文通, その他の文書や, また状況に応じて第三者の前に夫婦関係を明確化すること, 相互的経済的支援, 子供の共同養育などの場合になされるとし, 事実婚の内容まで定義化させている。

Ст. 12. Доказательствами брачного сожительства в случае, если брак не был зарегистрирован, для суда являются: факт совместного сожительства, наличие при этом сожительстве общего хозяйства и

выявление супружеских отношений перед третьими лицами в личной переписке и других документах, а также, в зависимости от обстоятельств, взаимная материальная поддержка, совместное воспитание детей и пр.

登録しなくても事実上婚姻関係にあるものは、もしも11条としての諸特徴に近似しているなら婚姻時にも婚姻解消時にも扶養をうける権利がある。

Ст. 16. Правом на получение содержания, как во время брака, так и по прекращении брака, пользуются также лица, фактически состоящие в брачных отношениях, хотя и не зарегистрированных, если они подходят под признаки ст. ст. 11 и 12 настоящего Кодекса.

III

以上いずれも全体としては27年法典においては事実婚を公けに認めている条文が積極的にとりあげられていることがわかる。こうしてみると18年法典から27年法典への推移は事実婚を法的に認めるという方向性に移行していった推移といっても過言ではなからう。この事実婚の法的認定は1936年のスターリンによる家族を国家組織の基礎細胞とみる家庭強化策が出現するまでのほんの数年の間にすぎないのであるが、当時のソヴェート権力下の社会に様々の波紋と混乱をまき起こしたことは言うまでもないことである。

革命直後のソヴェート社会においては男女の法的・形式的平等ならず、女性の社会参加という経済的自立志向の条件がある程度もうけられたため、共同体の内部での婚姻の位置づけも弱体化され、独立した自由な男女の市民社会的契約関係として婚姻がとらえられ、共同体的意味あいほうすめられたことにより、上述の夫婦別産制、夫婦別姓制、単位離婚制、同居義務の否定などの法律の条文が発生してきたのであった。これにより古典的マルクス主義のとなえていた家族消滅論にも拍車がかかり、初期ソヴェートにおける事実婚主義が一時的に謳歌される時代が渡来したのであった。古典的マルクス主義理論における国家

消滅論と並んでこの家族消滅論も当然の理として革命直後の初期ソヴェートにおいては一定の勢力によって唱えられていた。コロンタイもこの説の有力な唱道者であったことは例外ではない、たとえば1918年の論文「両性関係と性道徳」の中では家族の意味を消極的にとりあげており、むしろネガティブにさえ評価し、プロレタリアート階級にあっては階級利益のために奉仕することが義務であり、切りはなされた独立した家族の網の目は問題ではないと述べている。⁽²⁰⁾

Попытка буржуазной интеллигенции заменить ненарушимый брачный союз более свободными, легко-расторжимыми узами гражданского брака подрывает неотъемлемые основы социальной устойчивости буржуазии — моногамно-собственническую семью.

Напротив, для рабочего класса большая «текучесть», меньшая закреплённость общения полов вполне совпадают и даже непосредственно вытекают из основных задач данного класса. Отрицание момента «подчинения» в супружестве — точно также нарушает последние искусственные скрепы буржуазной семьи. Напротив, момент «подчинения» одного члена класса другим точно так же, как момент «собственности» — по существу враждебен психике пролетариата. Не в интересах класса «закреплять» за отдельным членом революционного класса самостоятельного его представителя, долженствующего прежде всего служить интересам класса, а не выделенной и обособленной семейной ячейке. (стр. 59)

また更にコロンタイは家族に対する過剰な関心はプロレタリアートのイデオロギイを損うものであるとし、あくまでも「労働者階級の道徳は個人的幸福や家族を犠牲にして、女性もまた家のしきいの外で展開しつつある生活に参加することを要求するであろう。」とし、「女性を家に《束縛すること》や、家族の利益を第一義的なものとすることや、夫婦の一方による他方への完全なる独占権の普及はすべて、労働者階級のイデオロギイの基本的原則である同志的団結を破壊するものであり、階級的団結の鎖をたち切る現象である。」と説いているのである。

В ущерб индивидуальному счастью, в ущерб семье мораль рабочего класса будет требовать участия и женщины в жизни, развертывающейся за порогами дома. «Закрепление» женщины за домом, выдвигание на первый план интересов семьи, распространение прав безраздельной собственности одного супруга над другим—все это явления, нарушающие основной принцип идеологии рабочего класса—«товарищеской солидарности» разрывающие цепь классовой сплоченности.⁽²¹⁾ (стр. 60)

コロンタイは来るべき共産主義社会が家族的扶養から社会的扶養への転化を推進させることにより、家族が消滅すると共に、婚姻関係も共同体的諸関係の意味を喪失し同志愛的・性的・知的な個人的関係に変化し、両性が登録的形式をとった永久的な関係をとるか、または手続をとらぬ一時的、ないし半永久的な関係をとるかは全く意味がなくなると主張した。ここにこそレーニンから完膚なきまでに批判を受けた、コロンタイの急進的、異端的婚姻消滅論の原初的萌芽をみることができるのである。以上コロンタイの性道徳観のバックグラウンドとなった初期ソヴェートの事実婚主義と家庭消滅論、婚姻消滅論等を見てきたが、これらの理論のよって成り立つ基礎は、あくまでも扶養の社会化や、家事の社会化、あるいは社会保障の完備及び、男女の形式的ではない（傍点筆者）実質的平等が実現されているところに始めて効力を奏し出すのであるが、国内戦からネップ時代にかけてのソヴェート混乱期には、そのような前提条件はもちろん殆どなかったわけであり、いたずらに家族の崩壊を助長したり、弱者としての女・子供の立場を一層不利なものにするばかりか、これこそが共産主義的諸関係の発展と誤解されてしまうこともあったのである。⁽²²⁾

とりわけ弱者保護という観点が貫徹された筈の新法典が、都市部よりも農村部においてより裏目に出ざるを得なかったようである。例えばワースの『ロシア農民生活誌 1917~1939』⁽²³⁾ をみると、その農村部における惨たんたる現状は、27年法典の底流を流れる事実婚主義も男女関係の真の平等と解放を促進させるのではなく、逆に如何に弱き性を抑圧せしめ、虐げたかという事実のつみ

重ねを如何に多く許したかということに驚愕の念を抱かざるを得ない。この農村における惨情をもし急進的女性解放論者であるコロンタイが眼のあたりにしたら、如何なる感慨を述べるであろうか。この現状からみても後述する『新しい道徳と労働者階級』などの理論がいかにも観念が観念を次々と生み出しているような浮きあがった異端的理論として当時評価されたかをも想像に難しくないのである。前出のワースの『ロシア農民生活誌』の中から少し長くなるが引用してみる。

「農村における女性の境遇は1917年以降進化したであろうか？ さまざまな布告は、農婦にソヴェートの選挙権と被選挙権、共同体の集会におけるメンバーとしての同等の権利を与え、あらゆる従属から解放し、男性と同じ権利を与え、夫婦の関係の終身性を破棄したが、まだ単なる宣言的な価値の決まり文句にとどまっていたように思われる。一中略一」⁽²⁴⁾

例えば離婚の一方的申し立てによる解消は立法者の意図に反して農村部では女性に悲惨な結果をもたらしかねなかった。ぬけ眼のない農村青年がいつでも解消できるソヴェートの結婚によって農繁期に無報酬の労働力を手に入れることもできるわけである。（農閑期になれば一方的宣言で離婚も可能）農村の伝統を全く考慮しないで作った家族立法の誤った解釈が如何に女性の地位を落しめたかの「結婚契約」の例証は次の通りである。

「1924年6日19月。私ことドゥブロフエキー村(…)の市民コヴァレフ・エス・ペは市民ロマネンコ・ア・エスとの以下の契約に、農業労働者労働組合の地方代表、同志カルペキンの立会の下に著名する。（1）私こと、コヴァレフは、ア・ロマネンコを私の家で私の費用で扶養し、1924年以降私の妻とみなすことを約束する。（2）私こと、ロマネンコは、三年間上記の市民の妻であると承認することを宣言する。（3）私こと、コヴァレフはロマネンコを私の妻とみなすことを宣言し、彼女の世話をし、その権利を尊重することを約束する。」⁽²⁵⁾

また事実婚主義は農村では百八十度異った見解により、全くネガチヴに受けとられてしまった例を次に引用する。

「1926年以降、新しい家族法典が討論されたさいに、事実上の結婚の承認の

問題が提起されたが、村ソヴェートの代表たちは、その問題に断固として反対の意志表示をした。ある農婦は、ある地方ソヴェート大会で次のように説明した。『われわれ村人は、われわれのところでは、都市が体験している慢性的不安定は知らない。数千の捨て児、わが農村をおそう浮浪児に責任あるのがこの都市である。人口の85%以上（農村人口）が都市住民のように行動するならば、わが国はどうなるであろうか？ 判事の前でしか解消できない正式に登録された結婚、これこそ家族の安定性を保障するためにわれわれに必要なものである！』実際、両親と婚約者たちは、古風な、すなわち教会における結婚をはるかに確実なものともみなしていた。（結婚の99%は教会でおこなわれた）。これが女性が臨時の召使の役におとしめられないための唯一の方法であった。』⁽²⁶⁾

こうしてみると、弱者保護という目的のために作った新法典が場合によっては弱者虐待や搾取という始めの意図とは全く違った、予測だにしなかった側面も出てきたことによって、両刃の刃のような関係になってしまったのである。当時事実婚主義をともなって新法典が如何に一般の人々には理解されぬ、ラディカルな側面をもっていたか、またコロンタイの性道徳論は婚姻消滅論をも未来社会においてその射程距離に入れた、新法典よりも更に上を行く超ラディカルなものであり、一般民衆の意識からは、はるかに遊離した絵空事として映ったとしてもおかしくはなかったのではなかろうかと思われるのである。しかしながらコロンタイの基本的理論は、経済的諸条件の制約からの人間解放をめざした、原始的マルクシズムを余りにも純粹かつ忠実に履行せんがための模索であった。そしてラディカルな理論内容はその過程における試論であり、決して到達点を示すものではなかったのである。

IV

コロンタイの性道徳論をもっともよく反映させた文学作品としては『働き蜂の恋』の中の三部作の一つである『三代の恋』（既出）があることはすでに紹介した。この作品の中心的理論上のバック・ボーンをなすものとしては『新し

『い道德と労働者階級』のうちの「恋愛と新道德」(1918年執筆)という論文があるので、その理論的内容と構成を考察してみたい。日本においてもこの「恋愛と新道德」の内容がコロンタイ受容にあたっては誇張化され、歪曲化されたかたちでセンセーショナルに紹介されたきらいが多にあった。まず日本における受容云々を考察する以前に原文に則して客観的に検証しなおす必要があるであろう。

まずコロンタイは「恋愛と新道德」の中でドイツの女流作家グレーテ・マイセル・ヘスの論文「性的危機」を参考にしながら、両性結合関係を(1)合法的結婚、(2)自由恋愛、(3)売淫に分類している。そこでコロンタイは両性関係の最も良き関係を築くためには人間心理を根本的に作りかえ、恋愛能力を高めるよりほかはないと指摘し、そのためには当然の帰結として、社会的、経済関係の根本的な再構築、すなわち、共産主義への移行が必要であることが大前提としている。⁽²⁷⁾

Распахнуть заповедную дверь, ведущую на вольный воздух, на путь более любовных, более близких, а следовательно и более счастливых отношений между полами может лишь коренное изменение человеческой психики—обогащение ее «любовной потенцией». Последнее же с неизбежной закономерностью требует коренного преобразования социально-экономических отношений, другими словами—перехода к коммунизму. (стр. 35)

合法的結婚は(1)結婚の不解消性——一方的解消の宣言では不可能であること、(2)所有の不可分性という二つの嘘の原理に基礎を置いている。(1)の結婚の不解消性は心理学上の学説に矛盾する、〈人は全生涯変らない〉という考えに依拠しており、たった一度で幾百万人もの同時代の中から自分の魂とぴったり調和する他の魂をただそれだけで結婚の幸福を保障し得る第二の“自己”をみい出すことを要求するのである。⁽²⁸⁾

«Нерасторжимость» брака основывается на противоречащем всей психологической науке представлении о неизменности человеческой

психики в течение долгой человеческой жизни. Современная мораль предъявляет достойное смежа требование, чтобы человек во что бы то ни стало «нашел свое счастье», она обязывает его сразу и безошибочно найти среди миллионов современников ту гармонирующую с его душою душу, то второе «я», которое одно обеспечивает брачное благополучие. (стр. 35)

マイセル・ヘスはこの点を住居にたとえて、〈結婚は住居のようである〉、〈その欠点は住んでみて始めてわかる〉だからといって不完全な住居を何度もとりかえることはそれは運が悪いことなのである。

「長い人間の生涯の中で、恋愛関係のとりかえは正常な、不可避的なこととして社会の中で認められるべき現象である。」とマイセル・ヘスは主張している。⁽²⁹⁾

«Смена любовных союзов на протяжении долгой человеческой жизни, —говорит Мейзель-Хесс,—и в процессе развития самой личности —это явление, которое должно быть признано обществом, как нечто-нормальное и неизбежное». (стр. 38~39)

(2) の所有の不可分性については、結婚者に対する財産の支配をコロンタイは指摘し、財産が第一で恋愛が二の次ぎになり、人格的幸福と喜びは金銭の所有関係に従属することになると述べている。こうして真実なる愛は窒息してしまうのである。この所有関係は夫婦関係においては狭量なる同居を導いてしまうのである。経済的独立のない夫婦の一方は、相手が自分とは調和しない精神・肉体の持ち主であっても適応するように義務づけられ、同居を余儀なくされるのである。例えこの場合、災のような愛があるとしても日常的同居は火のような恋を冷やかなものにし、耐えがたい紛争をひきおこすものなのである。

合法的結婚の《不解消性》と《所有》は人間の心理に有害な作用を及ぼすのである。合法的結婚の今日的形式は精神を貧困なものにし、ロシアの天才トルストイがあこがれを抱いている《偉大なる愛》の蓄積をいかなる形にせよ、もたらさないのである。⁽³⁰⁾

Моменты «нерасторжимости» и «собственности» в легальном браке вредно действуют на психику человека, заставляя его делать наименьшие душевные усилия для сохранения привязанности внешними путями прикованного к нему спутника жизни. Современная форма легального брака беднит душу и уже никоим образом не способствует тому накоплению запасов «великой любви» в человечестве, о котором столько тосковал русский гений—Толстой. (стр. 39)

次にコロンタイは第二の売淫について触れ、売淫の社会に対する害毒を分析している。すなわち、売淫は人間のノーマルな観念を歪曲し、精神を不具にし、貧弱なものにすること、情熱的な恋愛経験の能力を精神から奪いとってしまおうと激しく批判している。コロンタイは1921年に書いた Проституция и меры борьбы с ней (『売淫とそれとの闘争手段』ГОСИЗДАТ. Москва) の中でも「売淫において役割を果すものは女性の生得的な傾向ではなくて、まずは何よりも第一に女性のおかれた保障のない立場や、夫や家族、結婚から独立していない女性の立場と堅く結びつけられた社会的現象である。売淫の根は経済関係の中に埋没されている。」⁽³¹⁾

Марксисты и более добросовестные ученые, врачи и статистики указывали наглядно, что врожденные склонности женщины не играют роль в проституции. Проституция есть прежде всего чисто **социальное явление**, тесно связанное с необеспеченным положением женщины и ее экономической зависимостью от мужчины в семье и браке.

Корни проституции зарыты в экономике. (стр. 7)

と売淫の根本的原因を鋭く突いているのである。革命政権樹立後、一時、街から消えていた売淫がネップ政策が原因になって息を吹きかえした事実はコロンタイにとっては実にやるせない怒りを催させる事実であったのである。このブルジョア的社会現象に対して真向うから抗議ののろしをあげて書いたのが、『働き蜂の恋』の中の一作『姉妹』⁽³²⁾ であり、その中でコロンタイは当時のネップによる混乱ぶりを克明に描くことによってもっとも激しいネップに対する批判

プロテストを展開させたのである。

次に第3としては自由恋愛についてである。これは古き道徳に対して新しい道徳という意味で出現した言葉である。真に自由な恋愛は、合法的結婚や金で買える売淫と較べるとはるかに時間と精力が必要になってくる。ただ逢うだけでも仕事のための大切な時間が大幅にそがれてしまう。(ゲニアの言い分として『三代の恋』の中で同じことが繰り返かえされている。) 自由恋愛は結局別れてしまうか、合法的結婚の型をとって終りになってしまふのである。

“大いなる恋”を基礎とした結婚を考察する場合，“大いなる恋”が僅かな幸福者にしか与えられておらず、運命の与えるごく稀な贈り物なのである。マイセル・ヘスは大いなる恋がないときはそれは恋愛ごっこで代用すると述べ，“大いなる恋”がみい出せないときは“恋愛遊戯”で代用されると述べている。更に，“大いなる恋”が全人類の財産となるためには精神を高く深めてくれる恋愛学校を通過しなければならない，“恋愛遊戯”も人間の心理に恋愛能力の蓄積を可能にさせる学校であると力説している。⁽³³⁾

Мейзель-Хесс ищет и находит другой путь: там, где отсутствует «большая любовь», там ее заменяет «любовь-игра». Чтобы «большая любовь» стала достоянием всего человечества, необходимо пройти трудную, облагораживающую душу «Школу любви». «Игра-любовь» — это тоже школа, это способ накопления в человеческой психике «любвиной потенции». (стр. 43)

“恋愛遊戯”は相手を完全に所有しようとして要求したり、すべてを呑みつくす悲劇的顔をしたエロスではないばかりか、単に生理上の行動にすぎない無教養なセクシャリズムでもない。

——— 省 略 ———

“恋愛遊戯”は非常に洗練された精神と細やかな思いやりと心理的な気くばりを必要とするそれ故に、大いなる恋それ自体より、より多く人間の魂を教育し、形成することができる。⁽³⁴⁾

Это не всепоглощающий Эрос с трагическим лицом, требующий

полиоты и безраздельности обладания, но и не грубый сексуализм, исчерпывающийся физиологическим актом. Санин с его упрощенной психо-физиологией был бы плохим партнером в «любови-игре», какую рисует Мейзель-Хесс. «Игра-любовь» требует большой тонкости душевной, внимательной чуткости и психологической наблюдательности и потому больше, чем «большая любовь», воспитывает и формирует человеческую душу. (стр. 44)

こうして情愛的な僚友の学校を卒業をしたものだけが、大いなる恋を得るにふさわしい人間となり、情愛的僚友関係は恋愛能力を高め、大いなる恋を受け入れるための準備をととのえてくれるとコロンタイは述べている。そして恋愛の秘める潜在的な能力についてコロンタイは次のように高らかに唱道するのである。

あらゆる恋愛経験は人間の精神を貧弱にするものではなく、逆に豊かにしてくれる。

恋愛はそれ自身ひとつの大きな創造力である。恋愛はそれを感じるもののみではなく、それを贈られるものの心を拡大し、豊かにしてくれる。

恋愛がなければ人類は味けない、貧弱な感じをもつにちがいない。恋愛はきっと未来において崇拜されるであろう。自分の“我”のその認識、永遠にわれわれをおびやかしている精神的孤独から逃げんとする熱望は決して生理的飢餓の粗っぽい満足では達成されない。

恋するものとの完全な調和の感情だけが、この渇きをなおすことができる。ただ大いなる恋のみが完全な満足を与えることができる。⁽³⁵⁾

Любовь—сила, которая приумножается по мере того, как ее затрачиваешь; «любить все глубже, все чаще, все самоотверженней—Таков страстной путь каждого большого сердца». Любовь сама по себе великая творческая сила; она расширяет и обогащает психику и того, что ее испытывает, и того, кому она дарится.

Без любви человечество почувствовало бы себя обокраденным, об-

ездоланным, нищим. Нет никакого сомнения, что любовь станет культом будущего человечества. И сейчас, чтобы бороться, жить, трудиться и творить, человек должен чувствовать себя «утвержденным», «признанным»: «Кто себя чувствует любимым, тот себя чувствует и признанным; из этого сознания рождается высшая жизнерадостность». Но именно это признание своего «я», эта жажда избавления от призрака вечно подкарауливающего нас душевного одиночества не достигается грубым утолением физиологического голода. «Только чувство полной гармонии с любимым существом может утолить эту жажду». Только «большая любовь» даст полное удовлетворение. (стр. 45)

このようにコロンタイは究極的恋愛の目的は、単純な肉欲の満足ではなく、人間の精神生活を高め、真に精神的充足感を与えてくれるためのものであることを力説して、いかに世俗から誤解された見解を抱かれていたかを証明させているのである。そして最後にこの理想的究極の形は、大いなる恋に基礎をおいた一夫一婦的結合であり、この型は性的結合の根本的な型となるであろうことを予測しているが、だからといってそれが全く変ることなく固定化されたものではなく、一夫一婦制とならんで情愛的な僚友関係の限度において、恋愛結合の様々な型のあらゆる段階があるとしているのである。⁽⁸⁶⁾

Прежде всего, общество должно научиться признавать все формы брачного общения, какие бы непривычные контуры они ни имели при двух условиях: чтобы они не наносили ущерба расе и не определялись гнетом экономического фактора. Как идеал, остается моногамным союз, основанный на «большой любви». Но «не бессменный» и застывший. Чем сложнее психика человека, тем неизбежнее «смены». «Конкубинат» или «последовательная моногамия»—такова основная форма брака. Но рядом—целая гамма различных видов любовного общения полов в пределах «эротической дружбы». (стр. 46)

このようにみてくると一般的にジェーニャ（『三代の恋』）について殺那主義的に恋愛の真似ごとをやっているとひんしゆくを今までかっていたのが、ある程度真面目な思考のもとに書かれていたものであるかが理解されることが出来るし、コロンタイが究極的には一婦一夫制を目標としていることは周知の人々には知り得なかった意外なる事実であったと思われるのである。

V

さて、これまでコロンタイ理論のソヴェート内外での受けとめられ方、及び、当時のバックグラウンドとその思想上の問題点などを記述したが、大正期から昭和期の日本においては、どのように紹介されたのかを次にみていくことにする。

コロンタイの日本における性道德論について触れた論文は多数あるが、それらを分類すると、（１）肯定論（数的にはかなり少数である）（２）部分的には肯定するが部分的には否定する。（３）殆んど否定的であるがある部分は肯定的。（４）マルクス理論から逸脱したものとして全面的に否定したもの。

となる。このうち（２）～（４）が圧倒的に多いことが特徴的であり、このことは日本におけるコロンタイ受容が一部のインテリ層を除いて、かなり冷やかに、批判的に行なわれていることがわかるのである。また紹介のされ方が圧倒的にコロンタイの著作の比較的小さい部分をしめている文学作品を通してであり、論文となるとかなりかぎられているようである。コロンタイは職業的作家でなかったが故に一生に四点しか作品は書いていないが、当時のインテリ層の最大の関心をひいたのはこの四作品のうちの『三代の恋』という著作である。コロンタイ批判が直接うみ出されるきっかけを作ったのがこの『三代の恋』であり、この『三代の恋』の理論的に依拠する論文『新しい恋愛と労働者階級』（1918年、既出）は二、三の例外を除いて殆んどとりあげられなかったようである。（実際論者の何パーセントがこの論文に眼を通していたのかも未確認である。）

ここではまず(1)の肯定的評価から始めると、その筆頭に秋田雨雀の「現代露西亜の恋愛と結婚」⁽³⁷⁾という論文があり、この中で男女平等とソヴェートについて新民法の紹介がある。これに付随してコロンタイの『赤い恋』と『三代の恋』が言及され、これらの中で描かれている性的生活、結婚生活はまず過去のもので、決して現在のソヴェートの状態を表わしてはいない。「ただ革命直後の性的混乱時代の一部現象を示しているにすぎない。」⁽³⁸⁾とし、これらの矛盾点は今や、すべて解決され、(109ページ)「二つの著作は今や、文献的価値はある」と述べ、『赤い恋』の中のヴァシリーサの「仕事」は恋愛より大事であるという言葉は歴史的意味で絶対に正しいとしている。

また今野賢三は『プロレタリア恋愛観』⁽³⁹⁾の中で『三代の恋』の内容を詳細に紹介し、特にゲニア(本文ではジェーニャになっている)の項に多くのページをさき、ゲニアの行動を「正当な道徳的行為」と評価しながらも、その性道徳観が「過渡的な必要性をもっていることも」みのがせないとし「『その過渡期』の意味で受け入れられる要素」⁽⁴⁰⁾があり、日本のような虚偽にみちた生活や形式だけの結婚のような仮面をかぶった生活にくらべれば、どれ位、ゲニアの生活の方が堂々としているかとひたすらゲニア礼賛に終始している。次にもっともまとまった肯定論を展開しているのに林房雄の論文⁽⁴¹⁾があるが、これは高群逸枝とのコロンタイズムをめぐる論争の過程で展開されたものなので別に後述することにする。

さて(2)の部分的肯定論と部分的否定論では、平林たい子がいくつかの論文と小説の中で言及しているのでとりあげてみる。

昭和3年の文芸戦線に執筆した論文「コロンタイ女史の『赤い恋』」⁽⁴²⁾についての中では、主人公のヴァシリーサを評して、どんなブルジョア的偽善とも闘争し、『善良』な道徳に対してではなく、自らの階級、ひいては人類全体に対する各種の義務を遂行するに有能真摯である」婦人コムニストと絶賛し、ヴァシリーサが常に「家庭の和楽」のために反組織的行動をすることはなかったと述べている。平林は反組織的な行動をしなければ家庭の和楽が成立しないということは、少くともコムニストの家庭にあっては、あり得べきことではない

のだ。』⁽⁴³⁾ と云い、ヴァシリッサが常に階級的観点をしっかりもった女性としてコロンタイが描き得たことことに好意的なのであった。そして形式的な点からもこの小説が決して古いものではなく、平林が当初コロンタイが職業的作家ではないことから素人だろうと思ってそのつもりで読んだのであったが、「読んでいくうちにそういう予想が恥しくなった」⁽⁴⁴⁾ と感想を述べ、「日本の小説の最高の標準よりも、この小説の方がはるかに上を歩いている。」⁽⁴⁵⁾ と激讚しているのである。

昭和3年9月に執筆した「ロマンチズムとリアリズム」⁽⁴⁶⁾ という論文の中ではかの有名な山川と高群との論争、山川の「真に対等な個人同志の純粹単純な恋愛」を求める者は、「婦人が恋愛を売らずにすむ時代」を招来させるために、「夫婦関係の本質、その経済的基礎に变革」を求めなければならぬという論に、高群の「恋愛関係から経済的打算がなくなってもそれでも矢張りその恋愛は純粹単純にはならない。何故ならば、「有閑者本位の婦人美による恋愛であることに変りがない」という説に対比させている。平林はこの点では山川を擁護して、とどのつまるどころ、「婦人の單純純粹な恋愛は現在彼女を縛っている経済的桎梏を打破した後でなければ生まれてこない」⁽⁴⁷⁾ とし、カッコつきで（たとえば、コロンタイ女史の小説『赤い恋』の中に於けるワッシリッサの様な）と付記することにより、コロンタイの描き方を肯定的に評価しているわけである。しかしながらこれらの肯定は肯定としても平林は手ばなしで『赤い恋』を称賛しているわけではなく、批判的な面は批判されるべきものとしてきちんと意見を述べていることは忘れていない。この例としてたとえば小説『プロレタリアの星』⁽⁴⁸⁾（改造 8. 1 1932年. S. 6年 改題, 悲しき情愛）の姉妹編として書かれた『プロレタリアの女』⁽⁴⁹⁾（改造 1. 1 1932年. S. 7年）では、意識の低い、男に寄生している小枝と対照的に描かれている活動的な清子は工場委員会の女工ニュースの責任者で山宮という恋人を持っていたが、彼の性格は弱々しく、ダラ幹の伊東という人間の手下となり清子を裏切る。組合の仲間は山宮と清子を別れさせ、清子を他の男に紹介しようとコソコソ相談するが、清子はその姑息さにすっかり厭気がさしてしまう。清子は皆が清子のこと

を心配して惜しがっているときくと情けない気持ちになるばかりであった。そんなことは「女が自己の思想をもたず、男の軌道を自己の軌道として道を定めている場合にのみ云える」⁽⁵⁰⁾ ことだと思った。

平林は更にこの問題を小説の中で突っこんで描いている。「コロンタイのワッシリッサはウォロージャと別れた。別れねばならなかった。——はたして別れねばならなかったろうか。『赤い恋』を今清子は郊外の六畳の間で読了した。銀鎖と間違えられそうな鉄鎖。汚い赤で塗りたくった惜しげもないハート形。そのごたごたした表紙の上に細い斜な夕暮の光線が伝うように落ちた。この表紙と標題とに対する反感で前に彼女はこの本をよむ気がしなかった。しかし、今ある興味が苦しい真実なワッシリッサのあとを追っていったのだった。

コロンタイと東洋の一プロレタリア婦人との間には茫漠とした見解の相違があった。それは同時に清子と他の組合員との茫漠とした相違だった。

女が男と意志を異にする毎に別れねばならなかったのは女の力が未だ微弱で男に妨げられた時のことだ——清子はそう考えた。

今、女はそうではない。その自覚から出発すればウォロージャは——まして山宮は突き放されるべきではなかった。彼は突き放されるどころか、もっと執拗に親切に引き摺り込ませるべきだった。」⁽⁵¹⁾ 清子が批判されるとすればその執拗さの足らぬことを批判されるべきであったと平林は主張した。階級的観点のしっかりとした生活者としての女性の眼からヴァシリサの選択を批判しているのである。この後、平林はプロレタリアの愛情の問題を自己の夫婦関係の曲折ともからみあわせながら、コロンタイの『赤い恋』をどこかで意識しながら描いていて興味深い。(例えば『女の問題』⁽⁵²⁾ (改造 S. 10年11月) などにはその曲折の展開が生々しく描かれていて検討する価値があるが、ここでは別稿に譲り、論文の方に戻る。)昭和5年2月に書かれた論文「無産婦人と恋愛」⁽⁵³⁾の中で、コロンタイの日本への影響について触れ、その影響の効果は二通りあると論じている。一つは一部の恋愛模索者たちを合理化し、今一つは「コロンタイの意図の正しい結果として、真面目な男女関係の研究者、プロレタリア婦人、婦人運動者たちに一つの照明を与えた」⁽⁵⁴⁾ と評価している。平林がこの

場合忌み嫌ったのはコロンタイの一部恋愛模索者たちへの悪影響であった。平林は書いている。「コロンタイ女史の恋愛観をそのまま日本に移植しようとする一群の当為主義者に反対する。これは、段階の甚しく相違している現存の日本の状態に強いてあてはめると、プロレタリアートの決定的な闘争なしに、一部分の改良のみで直に男女関係の樂園がそこに現出させれ得るかの様な幻影を抱かせる。」⁽⁵⁵⁾ そしてこれらの男女は「いくら根気よく待っていても、その、『エロチックな結合』を通じて『階級争闘へ進展』しないことが特徴的である。まるで、その、『エロチックな結合』そのものが革命的な行動それ自体であるかの様に。」⁽⁵⁶⁾ と一部の皮相的な風潮を厳しくいさめているのである。

次にコロンタイの性道徳論をかなり網羅的にまとめて論じたものとして、社会科学講座第三卷（誠文堂刊）⁽⁵⁷⁾ に「コロンタイズム」というすぐれた論文がある。この中で平林はコロンタイの四つの小説を夫々詳しく紹介し、いわゆる世にいうコロンタイズムと称されている〈恋愛の社会的役割〉は小説の中だけでみていくのは理論的説明が不十分として二、三の論文を列举し、この中でも特にコロンタイズムと関係のある「新しい婦人」⁽⁵⁸⁾ について言及し、新しい婦人とは「生活に対して独立の要求を有し、国家家庭社会に於ける婦人のあらゆる奴隷化に抗議し、女性の代表者として婦人の権利のために戦ふヒロイン」⁽⁵⁹⁾ のことであるとし、これらの「新しい婦人」はもはや孤立しているのではなく、団結された婦人の意識の中で権利主張をしており、「これこそが、数十年前の北欧文学の女性と区別される点である。」と説明している。平林は更に日本におけるコロンタイズムを分析し、日本では「マルクス主義の基準を若干外れた所の、一つのイズムとして、軽い軽蔑を含んで使用されている。」⁽⁶⁰⁾ と紹介している。

その理由として平林は二つのことを指摘している。

1. 社会の転換期にあつて、種々な重要な問題がプロレタリアートの上に課せられているのに、プロレタリア全体にとって現在第一義では恋愛をとりあげ、その問題をあまりに重要視している。

2. しかも、その恋愛が、あまりに奔放奇異で、無原則な本能主義の如くで

ある。⁽⁶¹⁾

それならば、実際コロンタイの主張していることがどうなのかを分析する必要がありとして『性関係と階級闘争』⁽⁶²⁾ と『恋愛と新道徳』⁽⁶³⁾ をとりあげ詳細な説明をし、とりわけ『三代の恋』の理論的バックボーンとしての『恋愛と新道徳』(既出)をとりあげ、男女の結びつきの三つの形式。——合法的結婚、売淫、自由恋愛を紹介し、夫々に問題点をもっているので不都合であり、稀なる人生の贈り物である“偉大なる愛”とめぐり合うまでは精神を高めてくれる愛の学校である“恋愛遊戯”をコロンタイがすすめていると克明に客観的に要領よくまとめている。しかし、ここまでの説明ならば、林房雄も高群との論争の中で同じく詳しいコロンタイ論文の紹介をしているので何ら新鮮味がないのであるが、問題は平林が日本におけるコロンタイ受容の過程で次のように独自の見解を示していることと言えよう。

平林はこの恋愛論を単に男女関係の発達の上からのみみて、日本の知識階級の一部が採否を論じたのは滑稽だとし、いついかなる時にこんな男女関係が生まれ、こんな論文が書かれたかを考えることが大切であると主張しているのである。平林はジェーニャの「恋をするには時間がいりますが、我々にはそれが無い」を引用して、そのような時代であればこそ、“恋愛遊戯”などということのコロンタイがあえてもち出し、平常時の通常の恋愛を、稀な、奇蹟的でさえある“偉大な恋”にまつりあげて前者を後者の媒介体の様に扱ったと言っている。しかし、「客観的にみれば、この関係は、男女関係の発展の歴史的な線を多分に外れた、一時的な、変態的な現象にすぎない。我々はかやうな理論をよみ、小説をよむにつけて、いかに、革命といふ仕事か、最後の個人的な快樂をまで犠牲に供さねばならぬ、多難な仕事であるかということを知るのである。」⁽⁶⁴⁾ したがって、我々は、論理的に、こんな男女関係を排斥するわけにも行かないし、賛成するわけにもいかない。」⁽⁶⁵⁾ と結論づけて、コロンタイ理論がいかに時代的な特殊性の制約の上に形成されたのかを極めて簡潔にわかり易く述べている。

VI

次に（3）の殆んど否定的であるが、ある部分には肯定的な場合は高群逸枝の見解に代表されると言えよう。

高群逸枝とコロンタイとの関係で忘れてならないことは昭和3年の5月から8月にかけての林房雄との論争であろう。この発端は林房雄が訳したコロンタイの『恋愛の道』（昭和2年 世界社） についての高群逸枝の新刊良書推奨という東京朝日のコラム欄（昭和3年5月18日号）から始まった。高群はこの『恋愛の道』の中に登場してくれる女主人公のゲニア（ジェーニャのこと）のかの有名な言葉「一恋をするにはひまがなければなりません。私は多くの仕事をもっている。そんなひまはない。」を引用してこの解釈はコロンタイ自身の解釈であろうとし、高群は伊藤博文の言葉を次のように引用している。「己は重大な仕事をもっている。恋などしていない。」と、しかも彼はあのように艶福家だった。つまり彼もまた「ただ気に入りさへすれば、それがどんな女であろうと、愛などという問題にかかわりなく、関係をつけた」ものであるに違いない。従ってこの書におけるコロンタイの解釈は、このブルジョア政治家流と同じ意見のもので、新しい恋愛観などというべきではなかろうと否定的見解を出している。これに対して林房雄は同年の7月号の中央公論で論文『新恋愛の道』——「コロンタイ夫人の恋愛観」という傍題をかかげてコロンタイの恋愛観を、『三代の恋』の中のゲニアと論文『恋愛と新道徳』（新しいモラルと労働者階級のこと）とを照らし合わせながらその核心を詳細に紹介している。『恋愛と新道徳』の紹介内容は平林論文と殆んど変るところはないが、平林論文と異なる点はコロンタイ受容が殆んど無批判的に肯定的に行なわれている点と言えよう。林房雄はこの論文の大部分にはコロンタイの新しい恋愛観の紹介にページをさきながら、それと同時的に論文の終りの方で、高群の見解に触れ、「なるほどそれは一つの理屈だ。ただ、この評論家が見落していることは、伊藤博文の場合には、女が単なる『美しい享楽物』に化せられ、そしておそらく女の方もそのつ

もりでいたことだ。が、それより重大なことは、コロンタイがかかる恋愛観の承認を、男性に対してだけでなく、特に女性に対して要求していることだ。この要求が完現されるためには、従来の男の付属品としての女が伊藤博文とまでには行かずとも、少なくとも一般の男性と同等な《独立人》、《活動人》の水準まで自己を高め得ていることを必要とする。一個の独立人、活動人としての女性が、現実の社会に大衆的に出現していることを必要とする」⁽⁶⁶⁾ とし高群の的をはずれた異論にこれもまたちぐはぐな見解を押しつけようとしていて滑稽でさえある。そして実際こういう女性が果しているかどうかはコロンタイの『新しい婦人』がその解答書になっていると云って『新しい婦人』の「第五の型」の女性を紹介している。「第五の型」の女性は、もう夫の影、夫の附録、夫の装飾品としての「奥様」ではない。それは人格としての女で、独自の内的世界をもち、それ自体として一個の価値を持っている人間だ。自己を主張する個性だ。彼女の性を縛る錆びた鎖を粉碎する女だ——独立の婦人、独身の婦人、独自の職業をもった婦人だのことである。「このような婦人が出現すれば、コロンタイの奇矯な恋愛観も極めて容易に理解されるだろう。」⁽⁶⁷⁾ と述べ、最後に「それは働く者の恋愛観——プロレタリアの恋愛観である」と急に話を飛躍させ、ちぐはぐな結論を導いているのである。そしてこの論文をかざる最後の言葉として、「現代の婦人は——自らの能力によって労働しつつある婦人は——すでに、恋愛の分野においてもまた、男子によって演ぜられる悲劇または喜劇の単なるわき役であることを止めた。今や彼女は、彼女自ら演じなければならぬ新しい精神悲劇の勇敢な主人公である。」⁽⁶⁸⁾ と大げさな結論を大じょうだんにふりかざして現代の女性を鼓舞し、あたかも“恋愛遊戯”でも“エロチックな僚友関係”でもどんどん試みよと現代の（その当時の）女性に無責任に促しているようであるが、こんな無責任な、危険極まりのない発言は前代未聞であろう。何故なら当時の客観的状況をみれば一目瞭然であろう。参政権すらも男と平等に与えられないような社会において“恋愛遊戯”も“エロチックな僚友関係”もあったものではないのである。あの革命後の男女の大幅な平等化や母性の保護が法典にすら認められたソヴェートにおいてさえ、コロンタイが

提唱した恋愛論は女性にとって余りにも危険で、弱者保護という見地からははるかに遊離したものであると叫ばれたのにである。このことはまさに平林を紀憂させたのと同じのことなのである。平林はコロンタイの小説や論文が、「働いている青年男女よりも、退屈がっている知識階級をより惹いて、いたづらに、恋愛模索者の新しい刺激となったのは遺憾」であり、日本においてコロンタイズムの名称までつくられてしまうのは好奇的な知識階級の責に帰されるべきだと嘆じ、「訳者は、これらの文学を紹介するにあたってはこの文学ができた当時の事情を明白に付記すべきであった」⁽⁶⁹⁾云わしてめいるのである。

林房雄に対して高群はいち早く一ヶ月おいた八月号の中央公論の誌上で「官僚的恋愛論を排すコロンタイ夫人の恋愛観について」という論文を執筆し、「恋愛を私事とみなすコロンタイの意見は在来の官僚的な意見の踏襲にすぎない」と云ったことに対する林論文の反論「コロンタイはかかる恋愛観の要求を女性に対してしている」に対する再反論を登場させている。それによると高群は「一般の大衆婦人にそのような要求をするのは無理なことでありませう。それより一般の大衆⁽⁷⁰⁾婦人は在来の男性本位の恋愛観を打破」するであろうとし、コロンタイのような官僚肌の女性と一般大衆の婦人とは違うと明確に区別している。

コロンタイは恋愛は私事というが、こういう観方は「原則として非自然的な恋愛行為を伴うものであるから、その行為の対象として選ばれるものは、多く尊敬に値しない被玩弄的な人格の持ち主であるのを常とする」⁽⁷¹⁾とか、また同じ主観的な内容を執拗に別の箇所でも繰り返している。即、「コロンタイは理想の男性を描かない。それはそういうものに恋を感じないからであろう。そして愚劣な、やくざな被弄玩物的な男を好む」⁽⁷²⁾とか個人的な私怨があるかのように私情の入った根拠のないくりごとをくりかえす。更に反論は続く。「コロンタイは色々ないみをこちつける。遠い将来にしか真の恋はない。彼女に従うならば、現代の男女は一生涯『恋愛遊戯』に釘づけされているので、理想社会の男女しか真の恋愛には興えることはできないといふのであります。何といふ気の長い議論でありましょう」とやゆする。そして最後に「玩弄的な恋愛や私事

的な恋愛観は資本主義時代における一部の女官僚、女支配者の出現がもたらしたもので、在来の有閑男性の恋愛観を踏襲したものにはほかならない。そしてコロンタイや、その他の社会主義婦人達も、官僚的な立場と性質をももっている限りにおいて、それらのブルジョア婦人と少しも変わらないであります。」とし、要するにこういう恋愛観は新しい恋愛などとはほど遠いものであるにすぎない。」とこきおろしている。これはコロンタイのいっている主旨と百八十度も違ひ、まったく内容を把握していない中傷的なこじつけ文と云えるようである。これには当の林も吃驚したのであろう、それっきり、この再反論もかかずにほうりっぱなしになっていることからわかるように、手のほどこしようもなくコロンタイの内容を曲解したものになっているのであった。

コロンタイの恋愛私事論とか、“偉大なる恋”にいたるまでの中間的な“遊戯恋愛”とかが余程高群には釈然としなかったせいも、1948年10月10日に大部な恋愛論を沙羅書房から出版し、その中でまたしてもゲニア(ジェーニャのこと)のことを引証して、コロンタイの恋愛軽蔑の態度は「かえって実践の場合、背負い投げをくわされるのが通例で、肉欲耽溺や盲目的享楽主義におちいることが多い」⁽⁷³⁾と入らぬ心配をしている。また女性の立場から心配していっているのであろうが「それに、また過渡期で、母子保障の制度なども、未熟である場合、こうした無軌道恋愛は、むしろ反社会的行為でさえある。」⁽⁷⁴⁾とし、この点では一理あることは肯定出来るであろう。コロンタイズムはソ連でも若い男女の上に好ましくない影響をもたらしたので革命の安定とともに批判され訂正されたとも述べて、ゼシカ・スミスの『ソビエト・ロシアにおける婦人の生活』を引用し、そこでコロンタイズムの有名な反対者のスワルドロフ大学のザルキン教授は性生活に関する彼の十二誡の中で「恋は一夫一婦たるべし。変化を求むるよりは永遠を求めよ。ゲニアの哲学は病的である」⁽⁷⁵⁾という言葉により、高群の思想を代弁させている。また、同じ箇所でも1920年におこなわれたレーニンと、クララツェトキンとの会見(前出)を長々と引用して、コロンタイの誤まりを指摘させている。⁽⁷⁶⁾但しこの『恋愛論』の中ではコロンタイの誤りばかりでなく、母子施設ないし母子理論に関してのコロンタイの活動は大きく評価

し、すぐれたいくつかの著書もあると讚め、そのよってきたるコロンタイの論旨はエレン・ケイとは反対に育児の社会化⁽⁷⁷⁾にあることに注目している。そしてそれはケイのような母性専門家への労賃としてではなく、社会の連带的保障⁽⁷⁸⁾として、育児の社会化を求めるのであり、そのことは母性の否定ではなく、保障にむかわねばならぬと母型性社会の著作がある著者にふさわしい言葉となっているのである。

最後に(4)の全面的否定論となっているのは山川菊枝のコロンタイ論であろう。1929年(S. 4年)の山川論文「コロンタイの誤謬」⁽⁷⁹⁾の中で大方と同じくゲニアについて触れ、ゲニアの主張が「人格的交渉を伴わぬ機械的な性欲の満足は、社会の未発達な段階における、避け難き靈悪の一つとして消極的に容認されているのではない。それは共産主義への発展過程における、性欲解決の賢い方法として、一般的な原則として」⁽⁸⁰⁾されており、これを「共産主義と何らかの関係があるの如く装い、この中に進歩的な任務を認めようとする」⁽⁸¹⁾点が最も誤っているとしている。又、コロンタイは一对の男女の独占的結合は仕事の能率に有害な影響を与え、かつ階級的義務を閑却させる作用をなすとみている説に対して山川は、私有財産と独占的性愛とは本質的に無関係なこと、もんだいなのは生物の本能としての独占的性愛ではなくて、それを抑圧し歪曲するところの経済的条件であると説き、「男性中心の一夫一婦婚と独占的な個人性愛とは、その起源を異にし、歴史を異にして今日に及んだのである。前者は私有財産の結果であり、後者は、男女の自然的牽引力の結果として発達した自然の性愛であり、私有財産と一夫一婦婚の迫害のもとに、非適法の存在を続けてきたものと」⁽⁸²⁾と位置づけている。山川は更にエンゲルスの『家族、私有財産、国家の起源』を引用し、「マルクス主義は、一对の男女の双務的貞操と独立的結合を、『汚ない所有欲』または『ブルジョアの教養』として非難するものではなく、かえってそういう基礎を欠いた両性の結合を批難しているのである。いわゆる一夫一婦婚に対する反対はそれが一男一女の結合であるという点にあるのではなくて、社会の経済的単位として維持されている点にある」⁽⁸³⁾とし、コロンタイは共産党婦人の最も活動的な人物として有名であるが、その

理論的誤謬を「鵜呑みにする軽率は警戒しなければならない」という言葉で論文を終らせている。山川のコロンタイの恋愛観に関する著作は他にも存在し、この点については稿をあらためて論及するつもりでいる。

以上、いくつかの日本におけるコロンタイ受容に関する論文をみてきたが、おしなべて言えることは、コロンタイ理論の受容が恋愛観とか、性道德論に限定されていて、論ずる範囲が極めて狭隘であるということである。コロンタイの全著作の中で性愛に立脚した論文はほんの数えるほどであり、大部分は社会変革をめざした、社会科学論文が多数を占めているのであるが、日本における受容の過程で〈水一杯論〉のようなセンセーショナルな紹介のされ方をしてしまったが故に、偏った受容のされ方をしてしまったようである。僅かに1923年(大正12年)「の女性改造」一月号にコロンタイ関係の訳著と知られる尾瀬敬止の「コロンタイ女史の『家庭解放論』」という論文が出ている。その中で古い家庭は不必要なものになり、家庭のもつ他の使命——子供の養育は国家がとって変ろうとしているから家庭はますます必要でなくなるという意味のことを言及しているが、これは『母性と社会』の中でも云われていることで余り新鮮味はない。

総じて反論にせよ、肯定論にせよ女性論者の健筆が目立ち、隣国ソヴェートで起っていることに真摯に耳を傾け、日本における浮き足だった皮相的解釈を厳しくいさめているが、男性の論者の方が——特に林房雄などにみられるのだが——煽動的かつ読み方も浅薄なのは看過できないことがらであろう。(続)

註

- 1) “Любовь пчёл трудовых” стр. 44
ГОСИЗДАТ Москва 1923
- 2) Там же стр. 41
- 3) Там же стр. 43
- 4) これに対しての反論はクルプスカヤ、ルナチャルスキイ等も書いている。
- 5) Н. Полит編, 大月書店, p. 136~p. 137 レーニンの婦人問題論
- 6) 1920年のクララ・ツェトキンの談話
- 7) В. И. Ленин Полное собрание сочинений Том 35 стр. 137~139

ИНЕССЕ АРМАНД

Dear friend!* План брошюры очень советую написать поподробнее¹²⁹.
Иначе слишком многое неясно.

Одно мнение Должен высказать уже сейчас:

§ 3—«требвание (женсксе) свободы любви» советую вовсе выкинуть.
Это выходит действительно не пролетарское, а буржуазное требо-
вание.

В самом деле, что Вы под ним понимаете? Что *можно* понимать
под этим?

1. Свободу *от* материальных (Финансовых) расчетов в деле любви?
2. Тоже *от* материальных забот?
3. от предрассудков религиозных?
4. от запрета папаша etc.?
5. от предрассудков «общества»?
6. от узкой обстановки (крестьянской или мещанской или интел-
лигентски-буржуазной) среды?
7. от уз закона, суда и полиции?
8. от серьезного в любви?
9. от деторождения?
10. свободу адюльтера? и т. д.

Я перечислил много (не все, конечно) оттинок. Вы понимаете, ко-
нечно, не №№ 8—10, а или №№ 1—7 или *вроде* №№ 1—7.

Но для №№ 1—7 надо выбрать иное обозначение, ибо свобода любви
не выражает точно этой мысли.

А публика, читатели брошюры *неизбежно* поймут под «свободой лю-
бви» вообще нечто вроде №№ 8—10, даже *вопреки* Вашей воле.

Именно потому, что в современном обществе классы, наиболее гово-
рливые, шумливые и «вверхуидные» понимают

* — Дорогой друг! Ред.

85

ИНЕССЕ АРМАНД

Дорогой друг! Извиняюсь за опоздание с ответом: хотел вчера, да меня задержали и не оказалось времени сесть за письмо.

По поводу Вашего плана брошюры я находил, что «требование свободы любви» неясно и — независимо от Вашей воли и желания (я подчеркивал это, говоря: дело в объективных, классовых отношениях, а не в Ваших субъективных желаниях) — явится в современной общественной обстановке буржуазным, а не пролетарским требованием.

Вы не согласны.

Хорошо. Рассмотрим дело еще раз.

Чтобы неясное сделать ясным, я перечислил примерно десяток *возможных* (и неизбежных в обстановке классовой розни) различных толкований, причем отметил, что толкования 1—7, по-моему, будут типичны или характерны для пролетарок, а 8—10 для буржуазок.

Если это опровергать, то надо показать (1) что эти толкования неверны (тогда заменить их другими или отметить неверные) или (2) неполны (тогда добавить недостающее) или (3) не так делятся на пролетарские и буржуазные.

Ни того ни другого ни третьего Вы не делаете.

Пунктов 1—7 Вы вовсе не касаетесь. Значит, признаете их (в общем) правильность? (То, что Вы пишете о проституции пролетарок и их зависимости: «невозможности сказать нет» вполне подходит под пп. 1—7. Несогласия у нас здесь нельзя усмотреть ни в чем.)

Не оспариваете Вы и того, что это *пролешарское* толкование.

Остаются пп. 8—10.

- 8) THE FAMILY in the USSR
Rudolf Schlesinger
(London Routledge & Kegan Paul Limited) p. 25
- 9) 同上 p. 15
- 10) 同上 p. 72
- 11) Революционер, трибун, дипломат
Очерк жизни Александры Михайловны Коллонтай
Издательство ПОЛИТИЧЕСКОЙ ЛИТЕРАТУРЫ Москва 1970
стр. 206~208
- 12) Там же стр. p. 109
- 13) Новая любовь и рабочий класс
Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р. К и К Депутатов Москва 1919
- 14) 「家族, 私有財産・国家の起源」エンゲルス著 戸原四郎訳 109ページ
- 15) Положение женщины в эволюции хозяйства (Лекции, читанные в университете Я. М. Свердлова) ГОСИЗДАТ Москва 1922
- 16) Общество и материнство — Государственное страхование материнства ГОСИЗДАТ 1922
- 17) Декреты Советской Власти Том III 11 июля — 9 ноября Москва 1918
(Издательство политической литературы)
- 18) Die Zivilgesetze der Gegenwart 1927 J. Bensheimer
- 19) 山川菊枝全集第6巻 p. 130~p. 132 にはこのことをいち早く伝えている。
- 20) Отношение между полами и классовая борьба
Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р. К и К депутатов Москва 1919 стр. 59
- 21) Там же стр. 60
- 22) 社会主義と婚姻形態 p. 12~p. 13 森下敏雄著 (有斐閣)
- 23) N. ワース著 荒田洋訳 「ロシア農民生活誌 1917~1939」平凡社
- 24) 同上 p. 98
- 25) 同上 p. 99
- 26) 同上 p. 100
- 27) Новая любовь и рабочий класс
Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р. К и К Депутатов Москва 1919 стр. 35
- 28) Там же стр. 35

- 29) Там же стр. 38~39
- 30) Там же стр. 39
- 31) Проституция и меры борьбы с ней ГОСИЗДАТ Москва 1921 стр. 7
- 32) “Любовь пчёл трудовых” стр. ГОСИЗДАТ Москва 1923
“сестра” стр. 52~66
- 33) Новая любовь и рабочий класс
Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р. К и К Депутатов Москва 1919 стр. 43
- 34) Там же стр. 44
- 35) Там же стр. 45
- 36) Там же стр. 46
- 37) 「婦人世界」第24巻第6号 p. 108~p. 112
現代露西亜の恋愛と結婚 1919年3月20日執筆
- 83) 同上 p. 109
- 39) 「プロレタリア恋愛観」世界社 昭和5年5月 p. 153~p. 168
- 40) 同上 p. 167
- 41) 新『恋愛の道』「コロantai夫人の恋愛観」
林房雄著 中央公論 昭和3年7月号 p. 25~p. 40
- 42) 平林たい子全集 第10巻 潮出版社 p. 292~
- 43) 同上 p. 293
- 44) 同上 p. 293
- 45) 同上
- 46) 平林たい子全集 (既出) 第11巻 p. 18~p. 23
- 47) 同上 p. 22
- 48) 改造 (昭和8年11月) 改題 悲しき愛 (昭和6年)
平林たい子全集 第1巻 p. 373~p. 394
- 49) 同上 全集 第1巻 p. 395~p. 410
- 50) 同上 第1巻 p. 402
- 51) 同上 p. 405
- 52) 改造 昭和10年11月
- 53) 平林たい子全集 第11巻 p. 33~
- 54) 同上 p. 33
- 55) 同上 p. 35
- 56) 同上 p. 36
- 57) 誠文堂 (社会科学講座 3) 昭和6年5月1日 “コロantaiズム”

- 58) Новая женщина
Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р. К и К Депутатов Москва 1919
- 59) 誠文堂 (社会科学講座 3 既出) p. 9
- 60) 同上 p. 10
- 61) 同上 p. 10
- 62) 既出
- 63) 既出
- 64) 平林たい子 “コロンタイズム” 既出 p. 16
- 65) 同上
- 66) 林房雄著 新「恋愛の道」既出 p. 38
- 67) 同上 p. 40
- 68) 同上
- 69) 平林たい子著 “コロンタイズム” (既出) p. 18
- 70) 昭和3年8月号 中央公論 高群逸枝著「官僚的恋愛論を排す」 p. 61
- 71) 同上 p. 62
- 72) 同上 p. 63
- 73) この引用は理論社刊
高群逸枝全集 第6巻の中の恋愛論 p. 413 によることをおことわりする
- 74) 同上
- 75) 同上 p. 414
- 76) 同上 p. 415~p. 416
- 77) 同上 p. 416
- 78) 高群逸枝著「日本社会女性史」の結論部分 p. 301~p. 304
- 79) 山川菊枝全集 第5巻 p. 188
- 80) 同上
- 81) 同上
- 82) 同上 p. 195
- 83) 同上
- 84) 「女性改造」大正12年 (1923年) 1月号 p. 37

(当拙論は平成2年度駒澤大学特別研究助成をうけたテーマ『日本とロシアにおけるコロンタイ』の一部であることをおことわりしておく)